

平成22年度
飯館村奨学金交付式

村奨学生に対する今年度の奨学金新規貸付交付式が役場第一会議室で行われました。

夢を応援します

タップ!!ほめる。
シツカリしかる。

教育のページ

いいってっね
夢づくり構想



▲教育長から奨学金を受け取る菅野さん

式では、一人ひとり奨学生の名前が呼ばれ、奨学生15名を代表して菅野あゆみさん（佐須行政区）に奨学金が交付されました。

交付式終了後、広瀬要人教育長から進学のお祝いとともに、「村の奨学金は無利子で借りられる大変有利な制度なので、是非有効に活用し勉学に励んでほしい」と激励の言葉が贈られました。

子育て相談室 — お気軽にご相談ください —



飯館中学校スクールカウンセラー
海野 和夫
財団法人国民保健会主任研究員
学校心理士・家族心理士
臨床心理士

父親力 その1

子育てにおいて父親は、どんな父親力を発揮すべきか、飯館村の父親のみならず、折に触れお考えのことと思います。しかし、現実、それが具体的にどんなことであるかはなかなか理解されておりません。

例えば、世の中には、わが子の幼いころからの勉強不足、小学生のカードゲームやテレビゲームばかりの生活、中学生の短すぎるスカートや腰パン、高校生の茶髪やピアス、ケータイなどの問題に何も言えずにいる父親も少なからずおられます。父親力の喪失です。

父親力とは、子供や家族に対する「強制力」の発揮です。父親としての大切な役割の一つは倫理観や道徳的実践力のしつけです。それは「悪いことをしないで良いことをする」ということを日常のあらゆる場面で教え続けることであると思えます。このことは強制力を伴いませんと身につきませんから、父親としての權威を示して教えることが大切です。

強制力とは大声や怖い顔、暴力で示すことではありません。父親が一声示せば、子供や家族が素直に従うという力です。真の強制力は、子供や家族が父親と一緒に住んでよかったという満足感、日頃家族としてともに暮らして味わう幸福感があつて実現するようです。

○「教育相談」は、飯館中学校（☎42-0008）へ電話でお申込みください。

子ども手当受給手続きについて
～現況届はお済みですか～

子ども手当受給者のみなさまへ
～現況届の受付が始まります～

児童手当から引き続き子ども手当を受給している方のうち、今年4月以降に認定請求等の手続きを行っていない方は、今年6月に「現況届」の提出が必要となります。

具体的には、次の方が対象となります。

- 0歳～中学1年生のお子さんのみを養育する保護者の方（今年4月以降に当村に転入された方、お子さんの出生により請求書等の届出をされた方を除きます）
- 中学校2年・3年生の保護者の方のうち、子ども手当の請求手続きがお済みでない方

平成22年度の「現況届」の受付を行いますので、下記により手続きを済ませてください。現況届の提出がないと子ども手当の受給を継続できなくなりますので、必ず手続きを済ませてください。

○受付期間

6月14日（月）～6月30日（水）（平日のみ）午前8時30分～午後5時15分
（受付期間前には受付できませんのでご了解願います。）

○受付場所

飯館村役場健康福祉課福祉係

○受付方法

健康福祉課の現況届に記名押印のうえ、必要事項を記入して頂きます。

○持参するもの

- ・受給者（お子さんの保護者）の印鑑
- ・受給者（お子さんの保護者）の預金通帳（口座番号がわかるのもの）
- ・受給者（お子さんの保護者）の健康保険証
- ・お子さんの住所が村外の場合は、お子さんが属する世帯全員の住民票



子ども手当の請求手続きがお済みでない方へ
～認定請求・額改定請求をお済ませください～

中学校2年・3年生の保護者で、子ども手当の請求手続きがお済みでない方は、上記の「○持参するもの」をお持ちのうえ、健康福祉課窓口で手続きをお願いします。

なお、平成22年4月1日現在で受給要件を満たす方が、申請猶予期間内（9月30日まで）に認定請求・額改定申請した場合は、4月にさかのぼって子ども手当を受給できますが、できる限り速やかに手続きをお願いします。

（お問い合わせ 健康福祉課福祉係・・・42-1620）